

(参考) 新旧対照表

改正後	現行
<p data-bbox="383 256 869 293">受動喫煙防止対策助成金<u>交付</u>要領</p> <p data-bbox="147 403 1104 632">労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 29 条第 1 項第 3 号に掲げる社会復帰促進等事業として実施する受動喫煙防止対策助成金（以下「助成金」という。）の<u>交付</u>については、受動喫煙防止対策助成金<u>交付</u>要綱（以下「<u>交付</u>要綱」という。）に定めるほか、この要領によるものとする。</p> <p data-bbox="147 740 309 777">第 1 趣旨</p> <p data-bbox="174 788 1104 1257">職場における受動喫煙防止対策については、平成 4 年より、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく快適職場形成の一環として対策を推進してきたところであるが、平成 22 年 12 月の労働政策審議会建議において、「一般の事務所・工場等では、全面禁煙又は空間分煙とすることを事業者の義務とすることが適当。また、飲食店、ホテル・旅館等の顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所についても、同様の対策が適当だが、顧客の喫煙によりそれが困難な場合には、当分の間、換気等の措置を取ることが適当。」といった今後の対策の方向性が示され、対策の一層の充実が求められているところである。</p> <p data-bbox="174 1268 1104 1401">そこで、<u>労働者の健康を保護する観点から、事業場における受動喫煙を防止するための効果的な措置を講じる事業者を支援し、もって職場における受動喫煙防止対策の推進に資するため、受動</u></p>	<p data-bbox="1368 256 1854 293">受動喫煙防止対策助成金<u>支給</u>要領</p> <p data-bbox="1133 403 2089 632">労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 29 条第 1 項第 3 号に掲げる社会復帰促進等事業として実施する受動喫煙防止対策助成金（以下「助成金」という。）の<u>支給</u>については、受動喫煙防止対策助成金<u>支給</u>要綱（以下「<u>支給</u>要綱」という。）に定めるほか、この要領によるものとする。</p> <p data-bbox="1133 740 1294 777">第 1 趣旨</p> <p data-bbox="1160 788 2089 1257">職場における受動喫煙防止対策については、平成 4 年より、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく快適職場形成の一環として対策を推進してきたところであるが、平成 22 年 12 月の労働政策審議会建議において、「一般の事務所・工場等では、全面禁煙又は空間分煙とすることを事業者の義務とすることが適当。また、飲食店、ホテル・旅館等の顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所についても、同様の対策が適当だが、顧客の喫煙によりそれが困難な場合には、当分の間、換気等の措置を取ることが適当。」といった今後の対策の方向性が示され、対策の一層の充実が求められているところである。</p> <p data-bbox="1160 1268 2089 1401">そこで、<u>飲食店、ホテル・旅館においても一般の事務所等と同様に、受動喫煙防止対策として喫煙室を設置すること、又は、当分の間、換気装置の設置等の措置を講じることを推進するため、</u></p>

改正後	現行
<p><u>喫煙防止対策助成金を交付する。</u></p> <p>第2 <u>交付対象事業主</u></p> <p>本助成金は、<u>交付要綱第3条第1項に定めるもののほか、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する中小企業事業主に対して交付するものとする。</u></p> <p>(1) 次の<u>アからエまでのいずれかに該当する中小企業事業主であること。</u></p> <p><u>ア 製造業、建設業、運輸業その他の業種(以下イからエまでに掲げる業種を除く。)については、その常時雇用する労働者が300人以下又はその資本金の規模が3億円以下</u></p> <p><u>イ 卸売業については、その常時雇用する労働者の数が100人以下又はその資本金の規模が1億円以下</u></p> <p><u>ウ 小売業については、その常時雇用する労働者の数が50人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下</u></p> <p><u>エ サービス業については、その常時雇用する労働者の数が100人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) <u>事業場の室内又はこれに準ずる環境において当該室以外での喫煙を禁止するために喫煙のための専用の室を設置する</u></p>	<p><u>助成金を創設する。</u></p> <p>第2 <u>支給対象事業主</u></p> <p>本助成金は、<u>支給要綱第3条第1項に定めるもののほか、次の(1)から(4)までのいずれにも該当する中小企業事業主に対して支給するものとする。</u></p> <p>(1) <u>労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第14号に規定する旅館、料理店又は飲食店(以下「旅館等」という。)を営む次の中小企業事業主であること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>ア 旅館(宿泊業)については、その常時雇用する労働者が100人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下</u></p> <p><u>イ 料理店又は飲食店については、その常時雇用する労働者の数が50人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下</u></p> <p><u>(2) (3)に規定する措置を記載した計画を作成し、当該計画を都道府県労働局長に届け出た中小企業事業主であること。</u></p> <p><u>(3) 旅館等の事業を行う事業場の室内又はこれに準ずる環境において、客が喫煙できることを含めたサービスを提供する場</u></p>

改正後	現行
<p>等の措置を講じる<u>中小企業事業主</u>であること。</p> <p>(3) (2) に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している<u>中小企業事業主</u>であること。</p> <p>第3 不<u>交付</u>要件</p> <p>第2の<u>交付</u>対象事業主からの助成金の<u>交付</u>申請であっても、次の(1)、<u>(2)</u>又は<u>(3)</u>に該当する場合は助成金を<u>交付</u>しないものとする。また、<u>(4)</u>又は<u>(5)</u>に該当すると都道府県労働局長が判断する場合は、助成金を<u>交付</u>しないことができるものとする。</p> <p>(1) 当該事業主が、<u>交付</u>申請書の提出日において、労働保険に未加入である場合又は直近2年間に労働保険料の未納がある場合</p> <p>(2) 当該事業主が、<u>交付</u>申請書の提出日から起算して過去3年間に、労働者災害補償保険法第3章の2又は雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4章の規定により支給される給付金について、不正受給を行った場合</p> <p><u>(3) 暴力団関係事業場(事業主又は事業主が法人である場合にあっては、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者のうちに暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者のある事業場、暴力団員が経営に実質的に関与している</u></p>	<p><u>合</u>、(2)の計画に基づき、<u>当該事業場内</u>において当該室以外での喫煙を禁止するために喫煙のための専用の室を設置するなどの措置を講じた<u>中小企業事業主</u>であること。</p> <p>(4) (3) に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している<u>中小企業事業主</u>であること。</p> <p>第3 不<u>支給</u>要件</p> <p>第2の<u>支給</u>対象事業主からの助成金の<u>支給</u>申請であっても、次の(1)又は<u>(2)</u>に該当する場合は助成金を<u>支給</u>しないものとする。また、<u>(3)</u>又は<u>(4)</u>に該当すると都道府県労働局長が判断する場合は、助成金を<u>支給</u>しないことができるものとする。</p> <p>(1) 当該事業主が、<u>支給</u>申請書の提出日において、労働保険に未加入である場合又は直近2年間に労働保険料の未納がある場合</p> <p>(2) 当該事業主が、<u>支給</u>申請書の提出日から起算して過去3年間に、労働者災害補償保険法第3章の2又は雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4章の規定により支給される給付金について、不正受給を行った場合</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>事業場及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業場等）</u> であると認められる場合</p> <p>(4) その他重大な労働法令違反がある場合</p> <p>(5) その他<u>助成金を交付</u>することが適切でないものと認められる場合</p> <p>第4 <u>交付</u>対象</p> <p>1 <u>交付要綱第3条第2項に定める助成金の交付</u>は、事業場単位とし、1事業場当たり1回に限るものとする。</p> <p>2 <u>受動喫煙を防止するための措置に係る事業の実施に必要な経費として助成金の交付が認められる対象は、第5の(2)に定める要件を満たす喫煙室を設置するために必要なもの(工費、設備費、備品費及び機械装置費等)とする。</u></p> <p>第5 <u>交付</u>手続</p> <p>1 <u>助成金の交付申請</u></p> <p>(1) <u>交付申請に必要な書類等</u></p> <p>① <u>交付要綱第4条の様式第1号「受動喫煙防止対策助成金交付申請書」</u>(以下「<u>交付申請書</u>」という。)の提出は、本助成金の交付を受けようとする者(以下「<u>助成事業主</u>」という。)の事業場を管轄する都道府県労働局長<u>(以下単に</u></p>	<p>(3) その他重大な労働法令違反がある場合</p> <p>(4) その他<u>支給</u>することが適切でないものと認められる場合</p> <p>第4 <u>支給</u>対象</p> <p>1 <u>支給要綱第3条第2項に定める助成金の支給</u>は、事業場単位とし、1事業場当たり1回に限るものとする。</p> <p>2 <u>喫煙室設置等に係る経費として認められる対象は、次のとおりとする。</u></p> <p>① <u>喫煙室を設置する場合</u></p> <p>第5の(2)の<u>ア</u>に定める要件を満たす喫煙室を設置するために必要なもの(工費、設備費、備品費及び機械装置費等)</p> <p>② <u>①以外の受動喫煙を防止するための措置</u></p> <p>第5の(2)の<u>イ</u>に定める要件を満たす措置を行うための<u>換気装置の設置等に必要なもの(①に準じた経費)</u></p> <p>第5 <u>支給</u>手続</p> <p>1 <u>喫煙室の設置等に係る工事計画について</u></p> <p>(1) <u>計画認定の申請</u></p> <p>① <u>支給要綱第4条の様式第1号「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画認定申請書」</u>(以下「<u>計画認定申請書</u>」という。)の提出は、本助成金の支給を受けようとする者(以下「<u>助成事業主</u>」という。)の事業場を管轄する都道府県</p>

改正後	現行
<p>「<u>都道府県労働局長</u>という。）に正本及び副本を各1通提出するものとする。</p> <p>② <u>交付申請書の（添付書類）の「2 その他関係資料」とは、次のアからケまでの書類とする。</u></p> <p><u>ア 第3に規定する不交付要件に該当しない旨の書類（様式第1号）</u></p> <p><u>イ 労働保険関係成立届の写し又は直近の労働保険概算保険料申告書の写し</u></p> <p><u>ウ 中小企業事業主であることを確認するための書類（継続事業の一括の労働保険概算保険料申告書の写し、登記事項証明書、資本金・労働者数等を記載した資料、事業内容を記載した書類等）</u></p> <p><u>エ 喫煙室の設置等をしようとする場所の工事前の写真（申請日から3か月以内に撮影したもの）</u></p> <p><u>オ 設置等をしようとする喫煙室の場所、仕様、換気扇等の設備、利用可能な人数、その他<u>助成事業</u>の詳細を確認できる資料</u></p> <p><u>カ （2）の要件を満たして設計されていることが確認できる資料</u></p> <p><u>キ 事業場の室内及びこれに準ずる環境において、喫煙室以外においては喫煙を禁止する旨を説明する書類</u></p> <p><u>ク 喫煙室の設置等に係る施工業者からの見積書の写し</u></p> <p><u>ケ その他都道府県労働局長が必要と認める書類</u></p>	<p>労働局長に正本及び副本を各1通提出するものとする。</p> <p>② <u>計画認定申請書の（添付書類）の「2 その他関係資料」とは、次のアからクまでの書類とする。</u></p> <p><u>ア 労働保険関係成立届の写し又は直近の労働保険概算保険料申告書の写し</u></p> <p><u>イ 中小企業事業主であることを確認するための書類（継続事業の一括の労働保険概算保険料申告書の写し、登記事項証明書、資本金・労働者数等を記載した資料、事業内容を記載した書類等）</u></p> <p><u>ウ 喫煙室等を設置しようとする場所の工事前の写真（申請日から3か月以内に撮影したもの）</u></p> <p><u>エ 設置しようとする喫煙室等の場所、仕様、換気扇等の設備、利用可能な人数、その他<u>喫煙室等</u>の詳細を確認できる資料</u></p> <p><u>オ （2）の要件を満たして設計されていることが確認できる資料</u></p> <p><u>カ 事業場の室内及びこれに準ずる環境において、喫煙室又は（2）のイの場所以外においては喫煙を禁止する旨を説明する書類（任意様式）</u></p> <p><u>キ 喫煙室等の設置に係る施工業者からの見積書の写し</u></p> <p><u>ク その他都道府県労働局長が必要と認める書類</u></p>

改正後	現行
<p>(2) 喫煙室の要件</p> <p>喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が 0.2(m/s) 以上となるよう設計されていること。</p> <p><u>なお、事業場の室内等において既に設置している喫煙室について、本要件を満たすために改修等を行う場合も含まれるものとする。</u></p> <p>(3) <u>交付決定のための審査</u></p> <p><u>交付要綱第5条の助成事業主から提出された交付申請書等</u>について都道府県労働局長が行う審査の要件は、次の①から⑦までとし、これらの要件を全て満たす場合に<u>助成金の交付</u>を決定するものとする。</p> <p>① 「第2 <u>交付対象事業主</u>」の全ての要件に該当していること</p>	<p>(2) 喫煙室等の要件</p> <p><u>ア 喫煙室を設置する場合(要件を満たすための改修等を含む)</u></p> <p>喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が 0.2 (m/s) 以上となるよう設計されていること。</p> <p><u>イ ア以外の受動喫煙を防止するための措置</u></p> <p><u>顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所について受動喫煙を防止するための措置として、当該場所の粉じん濃度を 0.15 (mg/m<sup>3</sup>) 以下とすること、又は n 席の客席がある喫煙区域における 1 時間あたりの必要換気量：70.3×n (m<sup>3</sup>/時間) となるよう設計されていること。</u></p> <p>(3) <u>計画の審査及び認定</u></p> <p><u>支給要綱第5条の事業主から提出された計画認定申請書等</u>について都道府県労働局長が行う審査の要件は、次の①から⑦までとし、これらの要件を全て満たす場合に<u>計画を認定</u>するものとする。</p> <p>① 「第2 <u>支給対象事業主</u>」の全ての要件に該当していること</p> <p><u>但し、第2の(3)の「設置する等の措置を講じた」は「設置するなどの措置を講じようとしている」に読み</u></p>

改正後	現行
<p>② 「第3 不<u>交付要件</u>」のいずれの条件にも該当していないこと</p> <p>③ 交付要綱第4条において申請した<u>受動喫煙防止対策に係る事業計画</u>の内容が<u>交付</u>申請時において未着工であることが証明できること</p> <p>④ <u>設置等を</u>しようとする喫煙室の詳細（設置予定場所及び設置する設備等）が写真や資料によって確認でき、不明瞭な点がないこと</p> <p>⑤ 施工業者からの見積書が明瞭であること</p> <p>⑥ 見積書の内訳が喫煙室の仕様に従って詳細に記載されていること</p> <p>⑦ (2)の要件を満たして設計されていることが確認できること</p> <p>(4) <u>受動喫煙を防止するための措置に関する事業の実施</u>  <u>助成事業主</u>は、都道府県労働局長より<u>交付要綱第5条第1項</u>の様式第2号による「<u>受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書</u>」（以下「<u>交付決定通知書</u>」という。）を受けた後に当該<u>事業</u>を開始すること。当該<u>交付決定通知書</u>を受ける前に実施した<u>事業</u>については原則として助成金を<u>交付</u>しないので留意すること。</p> <p>(5) 変更の承認申請及び承認  <u>交付決定通知書</u>を受けた<u>助成事業主</u>は、やむを得ない事由に</p>	<p><u>替えるものとする。</u></p> <p>② 「第3 不<u>支給要件</u>」のいずれの条件にも該当していないこと</p> <p>③ 交付要綱第4条において申請した<u>喫煙室等設置工事に関する計画</u>の内容が申請時において未着工であることが証明できること</p> <p>④ 設置しようとする喫煙室<u>等</u>の詳細（設置予定場所及び設置する設備等）が写真や資料によって確認でき、不明瞭な点がないこと</p> <p>⑤ 施工業者からの見積書が明瞭であること</p> <p>⑥ 見積書の内訳が喫煙室<u>等</u>の仕様に従って詳細に記載されていること</p> <p>⑦ (2)の要件を満たして設計されていることが確認できること</p> <p>(4) <u>喫煙室の設置等の工事の実施</u>  <u>本助成金の支給を受けようとする事業者</u>は、都道府県労働局長より<u>支給要綱第5条第1項</u>の様式第2号による「<u>受動喫煙防止対策助成金関係工事計画認定通知書</u>」（以下「<u>計画認定通知書</u>」という。）を受けた後に当該<u>工事</u>を開始すること。当該<u>計画認定通知書</u>による認定を受ける前に実施した<u>工事</u>については原則として助成金を<u>支給</u>しないので留意すること。</p> <p>(5) 変更の申請及び承認  <u>支給要綱第5条第1項</u>の様式第2号「<u>受動喫煙防止対策助成</u></p>

改正後	現行
<p>より、<u>交付決定を受けた事業の内容の一部を変更しようとする場合、あらかじめ交付要綱第7条の様式第4号「受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認申請書」と併せて交付決定通知書の写し、加えて、既に交付決定を受けた事業の内容の変更について都道府県労働局長の承認を受けているものがある場合</u>にあっては、<u>交付要綱第8条の様式第5号において定める「受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書」</u>（以下「<u>変更承認通知書</u>」という。）の写しを都道府県労働局長に提出するものとする。なお、<u>当該変更の承認申請をせず、交付決定通知書により承認を受けた内容と異なる内容を実施した場合、その変更が軽微であるものを除き、原則として助成金を交付しないので、留意すること。</u></p> <p>(6) <u>事業を中止又は廃止する場合</u>  <u>交付決定通知書を受けた事業者は、当該交付決定を受けた事業を中止又は廃止する場合、交付要綱第9条の様式第7号「受動喫煙防止対策助成金事業中止（廃止）承認申請書」と併せて交付決定通知書の写しを都道府県労働局長に提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>助成事業の実績報告及び助成金の額の確定</u>  (1) <u>事業実績報告</u>  ① <u>交付要綱第11条の様式第9号「受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書」</u>（以下「<u>事業実績報告書</u>」という。）の提</p>	<p><u>金関係工事計画認定通知書</u>」を受けた事業主は、やむを得ない事由により、<u>喫煙室等設置のための計画の一部を変更しようとする場合、支給要綱第6条第1号の様式第4号「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画変更申請書」と併せて「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画認定通知書」</u>の写し、加えて、既に<u>計画の変更について都道府県労働局長の認定を受けているものがある場合</u>にあっては、<u>支給要綱第7条の様式第5号において定める「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画変更認定通知書」</u>の写しを都道府県労働局長に提出するものとする。なお、<u>変更の申請をせず、計画認定通知書により認定を受けた内容と異なる工事を施工した場合は、その変更が軽微であるものを除き、原則として助成金を支給しないので、留意すること。</u></p> <p>(6) <u>計画を中止又は廃止する場合</u>  <u>支給要綱第5条第1項の様式第2号「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画認定通知書」</u>を受けた事業者は、<u>喫煙室等設置の計画を中止又は廃止する場合、支給要綱第8条の様式第7号「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画中止・廃止届出書」と併せて「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画認定通知書」</u>の写しを都道府県労働局長に提出するものとする。</p> <p>2 <u>助成金の支給申請について</u>  (1) <u>支給申請書の提出</u>  ① <u>交付要綱第10条の様式第9号「受動喫煙防止対策助成金支給申請書」</u>（以下「<u>支給申請書</u>」という。）の提出は、1</p>

改正後	現行
<p>出は、1の(1)の①において<u>交付の決定</u>を受けた都道府県労働局長に正本及び副本を各1通提出するものとする。</p> <p>② 事業実績報告書の(添付書類)の「2 その他関係資料」とは、次のアからキまでの書類とする。</p> <p>ア <u>交付決定</u>通知書の写し</p> <p>イ <u>交付決定内容の変更</u>を受けた場合は、<u>変更承認</u>通知書の写し(複数回変更している場合はその全ての写し)</p> <p>ウ <u>受動喫煙防止対策に係る事業</u>の請求書又は領収書及び当該経費に係る内訳の写し</p> <p>エ <u>設置等</u>をした喫煙室の場所、仕様、換気扇等の設備、その他実施した<u>受動喫煙を防止するための設備、備品等</u>の詳細を確認できる写真(工事終了後速やかに撮影したもの)</p> <p>オ <u>交付決定を受けた内容と実際に実施した事業</u>が相違ないことを説明する書類</p> <p>カ <u>実施した受動喫煙を防止するための措置が、第5の1の(2)の要件を満たしていること</u>を確認できる書類</p> <p>キ その他都道府県労働局長が必要と認める書類</p>	<p>の(1)の①において<u>計画の認定</u>を受けた都道府県労働局長に正本及び副本を各1通提出するものとする。</p> <p>② 支給申請書の(添付書類)の「2 その他関係資料」とは、次のアからキまでの書類とする。</p> <p>ア 「<u>受動喫煙防止対策助成金関係工事施工計画認定</u>通知書」の写し</p> <p>イ <u>計画を変更</u>した場合は、「<u>受動喫煙防止対策助成金関係工事計画変更認定</u>通知書」の写し(複数回変更している場合はその全ての写し)</p> <p>ウ <u>喫煙室の設置等</u>に係る請求書又は領収書及び当該経費に係る内訳の写し</p> <p>エ 設置した喫煙室等の場所、仕様、換気扇等の設備、その他実施した<u>受動喫煙防止対策に係る設備、備品等</u>の詳細を確認できる写真(工事終了後速やかに撮影したもの)</p> <p>オ <u>計画認定申請書で申請した内容と実際に施工した内容</u>が相違ないことを説明する書類(任意様式)</p> <p>カ 第5の1の(2)の要件を確認できる書類</p> <p>キ その他都道府県労働局長が必要と認める書類</p>
<p>(2) <u>事業実績報告書の審査及び助成金の額の決定</u></p> <p><u>交付要綱第11条の助成事業主から提出された事業実績報告書</u>について都道府県労働局長が行う審査の要件は、次の①から④までとし、これらの要件を全て満たす場合に<u>助成金の額</u>を確</p>	<p>(2) <u>支給申請書の審査及び支給決定</u></p> <p><u>支給要綱第10条の事業主から提出された支給申請書</u>について都道府県労働局長が行う審査の要件は、次の①から④までとし、これらの要件を全て満たす場合に<u>助成金を支給する</u>ものと</p>

改正後	現行
<p><u>定し、その交付を行うものとする。</u></p> <p>① <u>交付決定通知書で交付決定した事業の内容（交付決定を受けた事業の内容）を変更している場合には変更承認通知書で承認を受けた事業の内容を含む。複数回変更している場合にはその全て。）と、実施した事業の内容が一致していること。特に第5の1の（2）の要件に合致していること。</u></p> <p>② <u>実施した受動喫煙を防止するための措置の詳細が写真や資料によって確認でき、不明瞭な点がないこと</u></p> <p>③ <u>受動喫煙を防止するための措置に関する施工業者からの請求書又は領収書が明瞭であること</u></p> <p>④ <u>請求書又は領収書の金額に対する交付申請時に添付された見積書の金額及びそれらの内訳が妥当なものと認められること</u></p> <p>（3）<u>助成金の交付方法</u></p> <p>受動喫煙防止対策助成金の<u>交付</u>は、都道府県労働局長が、<u>事業実績報告書とともに助成金振込先として申請された金融機関の口座に振り込むこと</u>によって行うものとする。</p> <p>但し、<u>交付要綱第 11 条に基づく事業実績報告</u>にあたり請求書を提出し助成金の<u>交付</u>を受けた助成事業主にあつては、助成金支給後 1 月以内に<u>当該受動喫煙を防止するために要した経費のうち本助成金の交付の対象となった経費に係る領収書の写しを都道府県労働局長に提出</u>しなければならない。</p>	<p>する。</p> <p>① <u>受動喫煙防止対策助成金関係工事計画認定通知書で認定した工事の内容（計画を変更している場合には受動喫煙防止対策助成金関係工事計画変更承認通知書で認定した喫煙室等の内容。複数回変更している場合にはその全て。）と、実際に施工した内容が一致していること。特に第5の1の（2）の要件に関する<u>ことを確認すること。</u></u></p> <p>② <u>設置した喫煙室等の詳細が写真や資料によって確認でき、不明瞭な点がないこと</u></p> <p>③ <u>施工業者からの請求書又は領収書が明瞭であること</u></p> <p>④ <u>見積書に対する請求書又は領収書の金額及びその内訳が妥当なものと認められること</u></p> <p>（3）<u>支給方法</u></p> <p>受動喫煙防止対策助成金の<u>支給</u>は、都道府県労働局長が、<u>受動喫煙防止対策助成金支給申請書に記載された金融機関の口座に振り込むこと</u>によって行うものとする。</p> <p>但し、<u>支給要綱第 10 条に基づく支給の申請</u>にあたり請求書を提出し助成金の<u>支給</u>を受けた助成事業主にあつては、助成金支給後 1 月以内に<u>都道府県労働局長に喫煙室設置等の経費のうち本助成金の支給の対象となった経費に係る領収書の写しを提出</u>しなければならない。</p>

改正後	現行
<p>第6 <u>交付</u>申請の取下げ</p> <p>助成事業主は、<u>交付要綱第6条</u>の<u>内容に基づき本助成金交付</u>の申請を取り下げようとするときには、書面にその理由を付して都道府県労働局長に提出するものとする。</p> <p>第7 立入検査等</p> <p>都道府県労働局長は、<u>交付要綱第5条</u>に定める<u>交付決定</u>、同第<u>8条</u>に定める<u>交付決定内容</u>の変更の承認、同第<u>13条</u>に定める<u>助成金の額の確定</u>、その他本助成金の適正な運用を確保するために必要があるときは、<u>交付要綱第16条</u>に規定する立入検査等を行うものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>附則 この要領は、平成23年10月1日から施行する。</p>	<p>第6 申請の取下げ</p> <p>助成事業者は、<u>支給要綱第12条</u>の<u>内容に基づく申請</u>を取り下げようとするときには、書面にその理由を付して都道府県労働局長に提出するものとする。</p> <p>第7 立入検査等</p> <p>(1) 立入検査等</p> <p>都道府県労働局長は、<u>支給要綱第5条</u>に定める<u>計画の認定</u>、同第<u>7条</u>に定める<u>計画</u>の変更、同第<u>11条</u>に定める<u>支給の決定</u>、その他本助成金の適正な運用を確保するために必要があるときは、<u>支給要綱第14条</u>に規定する立入検査等を行うものとする。</p> <p>(2) <u>関係書類の保存</u></p> <p><u>助成事業主は、本助成金に係る計画の認定、計画の変更、支給の申請にあたり、都道府県労働局長に提出した書類及びその根拠となる詳細な資料について、喫煙室の設置等の工事が完了した日の属する年度の終了後5年間を経過するまで、これを保存しなければならない。</u></p> <p>附則 この要領は、平成23年10月1日から施行する。</p>

改正後	現行
<p><u>改正 平成 25 年 5 月 16 日 一部改正。</u></p> <p><u>なお、改正前の「受動喫煙防止対策助成金支給要綱」第 11 条第 1 項に基づき支給の決定を受けた助成事業主にあつては、改正前の「受動喫煙防止対策助成金支給要領の第 7 の規定は、なおその効力を有する。</u></p>	